

社会福祉法人相模会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人相模会（以下「法人」という。）の役員が法人の主催する会議又は事業を遂行するために参加した場合に、支払う報酬に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(役員の種類)

第2条 前条に規定する役員は、次に掲げる役職にあるものをいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 苦情処理委員
- (5) 評議員選任・解任委員

(報酬の額)

第3条 前条の役員に支払う報酬は、1日5,000円とする。

(支払いの制限)

第4条 第1条に定める役員が任期満了し、辞職し、失職し、又は除名された後に会議に出席した場合は、報酬は支払わない。

(報酬の限度額)

第5条 第2条に規定される役員に支払われる年間の報酬総額の限度額は500,000円とする

(その他)

第6条 この規程に定めのない事項については、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成31年1月27日から施行する。

